

少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることに反対する決議

1 本年9月17日、自由民主党政務調査会は、成年年齢に関する提言をまとめた。(新聞報道等によれば、同提言は9月24日に法務大臣に提出されたということである)。

同提言は、少年法の適用年齢を現行法の満20歳未満から満18歳未満に引き下げるのが適当であるとしている。

また、同提言は、少年法の適用年齢を満18歳未満に引き下げるとしたうえで、「満18歳以上満20歳未満の者に対する少年法の保護処分の果たしている機能にはなお大きなものがあるから、この年齢層を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきである」としている。

2 同提言が少年法の適用年齢を引き下げるのが適当とする理由は、「18歳以上の国民に投票権(選挙権)が付与されたこと」等により「我が国においては18歳をもって『大人』として扱うこと」になるため、「大人と子供の分水嶺を示す各種法令には国法上の統一性が必要である」ということである。

しかし、そもそも法律による年齢区分はそれぞれの法律の立法目的や保護法益によって定められるべきものであり、すべての法律で統一すべきものではない。

少年法は、未成熟かつ可塑性のある少年の立ち直りや再犯防止を目的とし、そのためにすべての事件を家庭裁判所に送致し(全件送致主義)、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による科学的な調査と鑑別の結果を踏まえて少年にふさわしい処遇を決する手続きを採用している。少年被疑者は、虐待された経験がある者やいじめられた経験があるものが極めて多く、少年院在院者の7割以上が周囲からの被害を受けた経験を持つ。また、少年院在院者の5割から8割に広汎性発達障害の特徴が見られる。このような少年被疑者に対しては、手厚い教育的・社会的・医学的支援が必要なのである。実際に、日本では少年法が適用されていることにより、日本の少年被疑者の再犯率は、少年に対して保護処分ではなく刑罰で対応する米国の州に比べ、低く抑えられている。

しかし、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられた場合、少年被疑者の約4割が少年司法手続きから排除されてしまい、少年法の意義が大きく損なわれてしまう。

3 また、提言が記載している「保護処分に相当する措置」は、内容が極めて曖昧であり、実現可能性が乏しい。

そもそも保護処分の重要性を認めるのであれば、なぜ現行の少年法適用年齢引き下げるのか、甚だ疑問である。

結局のところ、同提言の新たな「保護処分に相当する措置」についての言及は、少年法適用年齢引き下げを実現するためのリップサービスに過ぎない。

4 我々自由法曹団の弁護士は、長年にわたり、少年事件に関わり、少年司法手続きの過程で立ち直る少年たちを支援してきた。

このような経験を踏まえ、我々は、少年法適用年齢の引き下げに断固反対するものである。

2015年 10月19日

自由法曹団 宮城・蔵王総会